

京都市告示第299号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年11月14日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
松尾山田経70号線	西京区山田平尾町40番地の1地先から 同町40番地の14地先まで	メートル 123.20	メートル 6.00 ~ 10.60
大原野109号線	西京区大原野灰方町651番地地先から 同町2114番地地先まで	217.90	4.92 ~ 9.55

(建設局土木管理部道路明示課)